

各保育・教育施設等設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

公定価格における「土曜日に閉所する場合の減算調整」の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の教育・保育行政にご協力をいただきありがとうございます。

この度「公定価格に関する FAQ（よくある質問）Ver.20（令和 3 年 9 月 14 日時点版）」が内閣府より発出され、「土曜日に閉所する場合の減算調整」についての見解が追加されました。

これを受け、令和 3 年度 4 月以降の取扱いについて次の通りといたします。

1 土曜日に閉所する場合の減算調整

「土曜日に閉所する場合の減算調整」とは、施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある、もしくは本市に土曜日の開所時間が 11 時間未満である旨を届け出ている際に適用されるものです。

（1）「土曜日に閉所する場合の減算調整」について、当月 1 日時点で閉所予定であったが、開所した場合についての取り扱いの詳細が、次の通り示されました。

Q 土曜日に係る保育の利用希望がなく閉所する予定であったが、利用希望に変更があり、保育を提供するために開所した場合は、開所しているものと取り扱うか。
--

A 保育の利用希望がなく閉所する予定で、土曜日に閉所する場合の調整の適用を受ける認定を受けた施設であっても、利用希望に変更があり、保育を提供するために開所した場合は、開所しているものと取り扱います。
---

（2）各月の請求事務の対応について

今回の見直しは令和 3 年 4 月分からの適用とさせていただきます。

令和 3 年 10 月分以降のご対応

毎月 15 日までにご提出をお願いしている公定価格加算・調整項目届出書は、現行通り、月初の予定で閉所日数の記入をお願いします。その後、上記に該当するようになった場合、公定価格加算・調整項目届出書の差し替えをお願いします。

令和 3 年 4 月分～9 月分のご対応

令和 3 年 4 月分から 9 月分で請求済のもので、上記に該当する場合、公定価格加算・調整項目届出書の差し替えと過誤申立書を送付して頂いた上で、過誤再請求することが可能です。なお過誤申立書の余白部分に、データ送信を予定しているエラーフローと、過誤再請求する理由を必ずご記載下さい。過誤再請求についてご不明な点がございましたら、保育・教育給付課市内施設給付担当までお問い合わせください。